

平成 27 年 8 月下田市教育委員会臨時会会議録

日 時	平成 27 年 8 月 11 日 (火) 10:55~11:56	場 所	下田市立中央公民館 2 階大会議室	
出 席 者	氏 名 (役職名)	出 欠	氏 名 (役職名)	出 欠
	佐々木 文 夫 (教育長)		田 中 とし子	
	渡 邊 亮 治	×	土 屋 康 宣	
	天 野 美 香			
事務局出席者 職 氏 名	学校教育課長 峯岸 勉 学校教育課参事 山梨 弘樹 学校教育係長 佐々木雅昭			
発 言 者 名	発 言 内 容 及 び 事 務 局 回 答			
教 育 長	1.開 会 10:55			
教 育 長	2.会議録署名人選出 ~ 会議録署名人に天野委員を選出 ~			
教 育 長	3.議 事 議第 30 号 下田市立給食センターの運営方針の決定について			
事 務 局	~ 資料により説明 ~ ~ 質 疑 ~			
田 中 委 員	第 4 次行財政改革大綱以降、市の基本方針として民間委託の推進という方針が固まっており、給食センターについても民間委託を推進するということで進められていると思うが、この方針を転換することはできないのか。 また以前、民間委託の方がコスト的に不利といった新聞報道もあったが、給食センターを民間委託化するメリットとは何か。			
事 務 局	給食センターの公設民営化については、方針として変更することはできないものと考えている。 一方新聞報道の件は、学校給食あり方検討委員会に示した資料が正確さを欠くものであったことが原因であり、委員に対しても、また議会に対してもその説明はしている。コスト的には直営も委託もほとんど変わらないものと考えている。 また給食センター民間委託化による最大のメリットは、民間業者が持っているノ			

	<p>ウハウを給食センターに取り入れることにより、今以上に学校給食の安心・安全が向上することが見込まれることと考えている。</p>
田中委員	<p>民間委託することで、学校給食の安心・安全が今以上に確実に向上するのであればやむを得ないと思うが、民間業者はやはり利益追求に向かうのではないか。</p>
事務局	<p>給食センターにおいては、委託する業務は調理と配送であり、食材の調達などで業者が利益を上げることはできないものと想定している。したがって業者側の利益と見込まれる部分については、諸経費のみではないかと考えている。</p>
土屋委員	<p>集中改革プランについては当時の国の流れであって、民間にできることは民間に任せようという流れの中で、これが必ずしもコスト削減に結びつくとは限らない施策であると認識しており、給食センターについても、現在の再任用制度を運用しながら直営を維持したと仮定しても、コスト的に大きな違いはないものと思っている。</p> <p>経費的な部分を前面に出すと民間委託することについての説得力に欠けるが、何故民間委託するのかと言われた時に、やはり大きな要因となるのは、国の流れの中で、民間でできることについては民間委託を推進すべきという施策の中で、給食センターについても民間委託するという説明になるのではないか。</p>
事務局	<p>下田市においては、集中改革プランに基づく定員適正化計画により現業職員の退職者不補充を実施していることから、給食センターは民間委託の方向で推進するという方針であるとも言えるものだが、学校給食の安心・安全を確保するために、守るべき部分は守りつつ、学校給食全体を委託するのではなく、民間でできる部分について委託するものと考えている。</p>
土屋委員	<p>民間業者に委託する業務が調理と配送のみだと、業者側で利益を見込めないことも考えられると思うが、この場合であっても業務を請け負う業者は実際にあると思われるか。</p>
事務局	<p>委託にあたっては、下田市において業務仕様書を示すこととなり、その中では学校給食衛生管理基準に基づいた調理を行うことが条件の一つともなるため、これに応じた業務執行が可能な業者が応募することになると考えている。従って、弁当業者のように毎日大量の調理を行っているから学校給食業務も請け負うことが可能ということにはならないと想定しており、やはり一定のノウハウを持った業者からの応募が多いのではないかと考えている。</p>
土屋委員	<p>仮に下田市の学校給食の業務を請け負った業者が市外業者の場合であっても、学</p>

	校給食の安心・安全が確保できるのか。
事務局	委託業者が、市外業者であっても市内業者であっても、市が示す仕様書に基づく業務執行が担保されなければならず、その意味では安心・安全は確保され则认为ている。
田中委員	集中改革プランや定員適正化計画による方針もあり、給食センターを民間委託とすることについてはやむを得ないと思うものだが、教育委員の立場から言えば、児童生徒においしい学校給食を提供して欲しいという思いがある。業務を委託した業者が、これを履行できなかった場合、業者を変更することは可能か。
事務局	給食が美味しいか美味しくないかという給食の質の基準については個人差があり判断が難しいものと思うが、一般的な契約においては、契約不履行があった場合の契約解除等については、契約書に規定することになると思われる。一方で委託仕様書の中では、事業継続困難な場合の履行保証人の確保を求めることも予定している。
田中委員	学校給食に関するノウハウを持った民間業者が互いに競争することにより、学校給食の安全性や質が向上し、それが最終的には児童生徒に還元されることで、直営を維持するよりは民間委託の方が有利であるということを経験として民間委託を検討すべきではないかと考えている。教育委員会としては、集中改革プランや定員適正化計画による政策を前面に押し出すべきではなく、児童生徒に対して如何に還元していくかということを経験に考えるべきと思うが。
事務局	食材の調達も請け負うことで利益を上げようという業者が参入した場合には、みなさんが危惧されるように、安心・安全な給食が成り立たなくなる可能性もあり、利益重視する業者より信用を重視する業者に請け負って欲しいという理想はあるが、民間委託した方が直営の場合よりも給食が美味しくなるという説明は難しい。
教育長	民間委託すべきか直営を維持するかという議論を続けると、恐らく結論は出ないのではないかと考える。民間委託することについて、事務局として考えている明確な理由というものはあるか。
事務局	民間委託する決定的な理由というものはないが、行政の効率化ということを考えれば、長期的な面では、直営を維持する場合には正規職員を雇用する必要が生じ、その意味においても人件費が増大することが予想されるため、民間委託することで財政の健全化、行政の効率化を図ることができるのではないかと考えている。このあたりの考え方が、民間委託の推進を示した10年ほど前の国の考

<p>教 育 長</p>	<p>え方の根本にあり、これに追従する形で下田市の集中改革プラン、あるいは定員適正化計画が示されたことにより正規調理員の退職者不補充が行われていることを考えると、民間委託することについてはやむを得ないものであり、民間委託することによって民間が持つノウハウを取り入れ、これによってより良い学校給食を提供していくという説明しかできないのではないかと考えている。</p> <p>このように、民間委託することはやむを得ないという流れになっているとしても、建設工事に着手した今、民間委託に移行する時期をいつにするのかということをも早急に方向づけする必要があると考えている。</p> <p>これまでの議論のとおり、民間委託するという決定的な理由は見出しにくいものと思われるが、民間委託もやむを得ないと考えた場合には、次のステップとしてその移行の時期を考えなければならない。今回の案件は、その時期についての方向付けをしようとするものであるため、移行時期についての問題点等について、あらためて説明を求めたい。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>民間委託を大前提と考えているため、移行時期を新センターの完成直後の平成 28 年 4 月からとするか、一定の移行期間が必要と考え 1 年間の猶予を持って移行するかということになるかと考えているが、別紙に記載のとおり、学校給食あり方検討委員会の報告書においても、その時期については経費的な面や人的配置面等の検証も踏まえた上で判断すべきとされていること、また委託した場合における準備期間中の給食提供の問題が大きいものと考えている。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>事務局としては、これらの問題を踏まえた上で、民間委託への移行の時期を平成 29 年度からとすべきと判断したものか。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>現体制を 1 年間維持する中で、新センターの稼働準備を進め、できる限り早い段階で新センターから給食を提供する体制を整えることが望ましいと考えたもの。</p> <p>移行の際の給食提供についても触れたが、完成直後から民間委託とした場合には、新センターの稼働まで弁当対応とする必要が考えられるが、教育委員会としては、稼働までの準備期間についても、保護者に負担をかけることなく学校給食を提供したいという姿勢で検討したもの。</p>
<p>土 屋 委 員</p>	<p>【意見】 説明資料で全体スケジュール案が示されており、施設については平成 28 年 3 月に完成を見込むものだが、その後の稼働までに一定の準備期間が必要であることは給食センターに限ったことではない。一定の移行期間を見込んでの民間委託というこの案に賛同する。</p>

田中委員	【意見】 民間委託を推進する場合には、やはりこの案にあるように、一定の準備期間を確保し、民間委託に向けての課題を精査しながら移行するためにも、1年間の猶予期間を持ち民間委託に移行することは必要だろうと考える。
天野委員	業務を委託する業者については、すでに何社かリストアップされているのか。
事務局	業者の選定にあたっては、プロポーザル方式による選定を予定している。企画提案式の選定のため、市が示す仕様書に基づいた各業者の提案を選考委員会にて審査決定する仕組みとなる。 下田市に給食センターの建設計画があることは数年前から業者間でも知られていることであり、業務委託について何社かの宣伝は受けているが、リストアップしているということではない。
田中委員	民間委託した場合の指揮監督関係はどのようになるのか。
事務局	現場の責任者に対して、教育委員会が指揮監督することになる。
土屋委員	資料には、センター化によって県費栄養士の配置も1名体制になるとの記載があるが、現在もカロリー計算などの緻密な作業を経て献立が作られているものと思うが、今後1名体制となることで、同レベルの栄養士がいなくなることから、一人で1,700食もの献立を作成することや現場の管理監督も難しくなるのではないか。
事務局	センター化により1名体制となるのは、県費負担の栄養士であり、市の栄養士は従来どおり在職するので、献立の作成や現場の管理監督についても協力して行っていくことができるものと考えている。 県費栄養士の定数については、児童・生徒への配食数が1,600食あれば2名配置されるものだが、現在の下田市においては、教職員含めると1,600食程度にはなるものの、児童生徒数だと1,500食程度であるため、センター化した場合には、県費栄養士の配置は1名ということになる。 このような県費栄養士の配置の部分も考慮すると、本日示したスケジュール案のとおり、一定の準備期間を確保することが望ましいのではないかと考えている。
教育長	他に質疑はありませんか。 ～なし～
教育長	議第30号 下田市立給食センターの運営方針の決定については、原案のとおり承

	<p>認することにご異議ありませんか。</p> <p>～異議なし～</p>
教 育 長	<p>ご異議はないものと認め、議第 30 号 下田市立給食センターの運営方針の決定については、原案のとおり承認することに決しました。</p>
教 育 長	<p>4.その他</p> <p>～ な し～</p>
教 育 長	<p>5.閉 会 11:56</p>